



平成26年7月2日

各位

東京都杉並区西荻北二丁目1番11号  
株式会社三栄建築設計  
代表取締役専務 小池 学  
(コード番号:3228 東証・名証 第一部)  
問合せ先: 取締役執行役員管理本部長 吉川 和男  
電話番号: 03-5335-7233 (代表)

### 金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成26年6月5日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」において公表いたしましたとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会より内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされておりました。

当社が提出しておりました課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受けて、審判官から課徴金に係る金融商品取引法第185条の6の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、平成26年7月2日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額7,896万円及び納付期限を平成26年9月2日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

また、大量保有者である当社代表取締役社長小池信三についても、課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第8号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受けて、平成26年7月2日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額41万円及び納付期限を平成26年9月2日とする旨の決定を受けたこと並びに同人として納付する意向であることを確認しております。

当社は、このたびの事態を真摯に受け止め、今後の再発防止及び皆様からの信頼回復に努めてまいります。株主の皆様及び取引先の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

なお、上記課徴金につきましては、平成26年8月期通期の当社連結業績に与える影響は軽微であります。

<ご参考>

金融庁ホームページ掲載事項

<http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20140702-2.html>

以上